

○ 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 <u>別表の種別の欄のハードに掲げるものをいう。</u> （削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>2 ソフト事業 <u>別表の種別の欄のソフトに掲げるものをいう。</u> （削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 高収益作物 主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、<u>IV第2の1（6）①</u>の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。</p> <p>第6 採択要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 地域内農地集積型 （1）～（3）（略）</p>	<p>第2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 <u>以下の内容のものをいう</u> <u>（1）別表の区分の欄の1の事業種類の（1）から（10）までに掲げるもの</u> <u>（2）別表の区分の欄の2の事業種類の（1）から（8）まで、（9）のア及び（10）から（12）までに掲げるもの</u></p> <p>2 ソフト事業 <u>以下の内容のものをいう</u> <u>（1）別表の区分の欄の1の事業種類の（11）から（16）までに掲げるもの</u> <u>（2）別表の区分の欄の2の事業種類の（9）のイ及びウ並びに（13）から（22）までに掲げるもの</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 高収益作物 主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、<u>IV第2の6（1）</u>の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。</p> <p>第6 採択要件</p> <p>本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 地域内農地集積型 （1）～（3）（略）</p>

(4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。

(5)・(6) (略)

(7) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。

イ～エ (略)

2 高収益作物転換型

(1)～(8) (略)

(9) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、1の(7)と同様とする。

(10) (略)

(11) 定率助成の事業種類の欄の(22)により高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(12) (略)

(4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。以下第6において同じ。）の合計が200万円以上となること。

(5)・(6) (略)

(7) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は、農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。

イ～エ (略)

2 高収益作物転換型

(1)～(8) (略)

(9) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、1の(7)のうち、アからエまでの全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

(10) (略)

(11) 定率助成の事業種類の欄の(22)により高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(12) (略)

第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、地域計画策定区域で事業を実施する場合は、病害虫対策型を除き、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成して、農地中間管理機構との連携を図るものとする。

第17 事業の申請等

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の農地中間管理機構との連携概要（病害虫対策型を除く。）、第8から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできることとし、採択申請書等を地方農政局長等に直

第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、地域計画策定区域で事業を実施する場合は、第3の4の事業を除き、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成して、農地中間管理機構との連携を図るものとする。

第17 事業の申請等

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の農地中間管理機構との連携概要（第3の4の事業を除く。）、第8から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできることとし、採択申請書等を地方農政局長等に直

接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の手続に準じて、変更した事業計画等の報告を行うものとする。

第18 事業達成状況の報告

1 第5の事業実施主体は、事業の完了後（定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費の交付を受ける場合は、事業完了後から事業対象農用地の全てが担い手に集積されるまでの毎年度）、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2・3 (略)

4 1の事業達成状況の報告及び2の改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1)～(4) (略)

第19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、施工箇所、実施年数又は地方農政局長等が特に必要

接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1から3までの手続に準じて、変更申請を行うものとする。

第18 事業達成状況の報告

1 第3の事業実施主体は、事業の完了後（定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費の交付を受ける場合は、事業完了までの毎年度）、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2・3 (略)

4 1の事業達成状況の報告及び改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1)～(4) (略)

第19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事

と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 (略)

第20 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

(削る。)

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(略)	(略)	(略)
2. 定率助成	(1) ~ (21) (略)	(略)	(略)
	(22) 高収益作物導入推進費	(略)	事業実施後に水田活用の <u>直接支払交付金</u> の対象とならない農地となる場合、推進費を交付

※ (略)

※ 2の定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げるメニューの助成は、総事業費の1/2以内とする。

業内容に応じて設定するものに農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 (略)

第20 その他

1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

2 第7から第18までの規定に基づき作成、提出又は報告すべき事業計画等、事業採択申請書その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(略)	(略)	(略)
2. 定率助成	(1) ~ (21) (略)	(略)	(略)
	(22) 高収益作物導入推進費	(略)	事業実施後に水田活用の <u>直接支払交付金</u> の対象とならない農地となる場合、推進費を交付

※ (略)

※ 2の定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げるメニューの助成は、総事業費の過半の範囲内とする。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

農地耕作条件改善事業実施要綱

制定 平成27年4月9日付け26農振第2069号
最終改正 令和6年4月1日付け5農振第2589号

各 地 方 農 政 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある。このような状況の中、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、食料の安全保障を強化し、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、稲作等から野菜・果樹等の高収益作物への転換、麦・大豆等の輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策等を推進することが重要である。

このため、本事業により、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向け、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、畑作物を含めた高収益作物への転換を強力に推進し、スマート農業を推進するため、計画策定から営農定着に必要な取組をハード事業とソフト事業の両面から支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって農業競争力の強化を図ることとする。

第2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 ハード事業 別表の種別の欄のハードに掲げるものをいう。
- 2 ソフト事業 別表の種別の欄のソフトに掲げるものをいう。
- 3 定額助成 別表の区分の欄の1に掲げるものをいう。
- 4 定率助成 別表の区分の欄の2に掲げるものをいう。
- 5 高収益作物 主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、IV第2の1（6）①の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。

第3 事業の内容

本事業による交付金の交付対象事業は、次に掲げる型による事業とする。型の変更については、1の地域内農地集積型から2の高収益作物転換型への変更に限り認めるものとする。

1 地域内農地集積型

農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)及び(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げるものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)、(19)及び(20)に掲げるものを実施するもの

2 高収益作物転換型

農地中間管理機構等による地域内の担い手への農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)及び(10)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(10)及び(12)に掲げるものを実施するもの
- (2) 定額助成の事業種類の欄の(11)から(16)までに掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)から(22)までに掲げるもの

3 スマート農業導入推進型

国費が投じられている基盤整備事業と一体的にスマート農業に資する先進的省力化技術の実装を推進する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)、(3)又は(4)の内容のものとする。ただし、(4)を実施する場合は、(3)と密接に関連して併せて実施するものとする。

- (1) 定率助成の事業種類の欄の(9)のアに掲げる内容のものを実施するもの
- (2) 定率助成の事業種類の欄の(9)のイ及びウ並びに(19)に掲げる内容のものを実施するもの
- (3) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げるもの(定率助成の事業種類の欄の(3)にあつては、事業内容の欄の「客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良」を実施するもの。)を実施するもの
- (4) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)及び(14)に掲げるものを実施するもの

4 病虫害対策型

地域特産物等の病虫害の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)又は(3)の内容のものとする。ただし、(3)を実施する場合は、(2)と密接に関連して併せて実施するものとする。

- (1) 定額助成の事業種類の欄の(5)、(6)、(8)のアからエまで及び(9)のイ並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(3)までに掲げる内容のものを実施するもの
 - (2) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(4)まで、(7)、(8)のオ及びカ並びに(9)のア及びウからカまで並びに定率助成の事業種類の欄の(4)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの
 - (3) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(19)に掲げる内容のものを実施するもの
- 5 水田貯留機能向上型
- 水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。
- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの
 - (2) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの及び定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(19)に掲げる内容のものを実施するもの
- 6 土地利用調整型
- 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する事業をいい、次の(1)の内容及び(1)と密接な関連があり一体的に実施する(2)の内容のものとする。
- (1) 定額助成の事業種類の欄の(1)から(7)まで、(8)のオ及びカ並びに(9)並びに定率助成の事業種類の欄の(1)から(8)まで、(11)及び(12)に掲げる内容のものを実施するもの
 - (2) 定額助成の事業種類の欄の(11)に掲げるもの並びに定率助成の事業種類の欄の(13)、(14)及び(19)に掲げる内容のものを実施するもの

第4 事業の実施区域

- 1 第3の1から3までに掲げる事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域のうち、地域計画を策定した区域(以下「地域計画策定区域」という。)とする。
- 2 第3の4に掲げる事業の実施区域は、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。
- 3 第3の5に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する区域であるものとする。
 - (1) 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
 - ア 流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)

- イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
- (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- 4 第3の6に掲げる事業の実施区域は、1又は2に定める区域及び当該区域と一体的に農地として利用されている周辺区域とする。
- 5 ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。ただし、国費が投じられている別の事業（以下「関連事業」という。）の受益地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内までを事業の実施区域とすることができる。

第5 事業実施主体

本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 農地中間管理機構
- 2 都道府県
- 3 市町村
- 4 土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体であって、農村振興局長が別に定めるもの（以下「農業者団体」という。）
- 5 農業法人その他の団体であって、農村振興局長が別に定めるもの（以下「農業法人等」という。）

第6 採択要件

本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 地域内農地集積型
 - (1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。
 - (2) 第8の地域内農地集積促進計画を作成していること。
 - (3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。
 - (4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。
 - (5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。
 - (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。
 - (7) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計

画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。

イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。

ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の1以下となること。なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がない

(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

(オ) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

(カ) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの

エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。

2 高収益作物転換型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第9の高収益作物転換促進計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(6) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。

(7) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

(8) 定額助成の事業種類の欄の(13)から(15)まで並びに定率助成の事業種類の欄の(10)及び(17)を実施する場合には、他の補助事業と重複して事業を実施することはできない。

(9) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、1の(7)と同様とする。

(10) 定率助成の事業種類の欄の(21)により高収益作物導入促進費の交付を受けようとする場合には、(2)の高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30%以上となること。

(11) 定率助成の事業種類の欄の(22)により高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(12) 定率助成の事業種類の欄の(20)から(22)までについては、重複して交付を受けることはできない。

3 スマート農業導入推進型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第10のスマート農業導入推進計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費(ハード事業の事業費をいう。)の合計が200万円以上であること

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

4 病虫害対策型

(1) 第12の病虫害対策計画を作成していること。

(2) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(3) 1地区当たりの事業費(ハード事業の事業費をいう。)の合計が200万円以上であること。

(4) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(5) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

5 水田貯留機能向上型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第13の水田貯留機能向上計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費(ハード事業の事業費をいう。)の合計が200万円以上であること。

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

(6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

6 土地利用調整型

(1) 第7の農地中間管理機構との連携を行うこと。

(2) 第14の土地利用調整計画を作成していること。

(3) 第15の農地耕作条件改善計画を作成していること。

(4) 1地区当たりの事業費(ハード事業の事業費をいう。)の合計が200万円以上であること。

(5) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

- (6) 定率助成の事業種類の欄の(3)により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、第11の共同利用機器導入計画を作成すること。

第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、地域計画策定区域で事業を実施する場合は、病害虫対策型を除き、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成して、農地中間管理機構との連携を図るものとする。

第8 地域内農地集積促進計画

本事業において地域内農地集積型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた地域内農地集積促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）
- 3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積の推進に向けた取組方針
- 4 事業概要
- 5 農地集積に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 関連事業の概要
- 9 農地防災事業の実施
- 10 費用負担の方法
- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

第9 高収益作物転換促進計画

本事業において高収益作物転換型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた高収益作物転換促進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）
- 3 農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積及び高収益作物への転換の推進に向けた取組方針
- 4 事業概要
- 5 高収益作物転換に係る目標
- 6 事業の活用イメージ
- 7 事業の実施イメージ
- 8 関連事業の概要
- 9 農地防災事業の実施
- 10 費用負担の方法

- 11 施設の予定管理者及び予定管理方法
- 12 その他必要な事項

第10 スマート農業導入推進計画

本事業においてスマート農業導入推進型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めたスマート農業導入推進計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）
- 3 スマート農業に適した基盤の整備状況
- 4 導入するスマート農業の内容
- 5 地域の収益性向上の取組
- 6 事業の活用イメージ
- 7 その他必要な事項

第11 共同利用機器導入計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型において定率助成の事業種類の欄の（3）又は（12）により共同利用機器の導入を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた共同利用機器導入計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画）
- 2 基盤の整備状況
- 3 事業の活用イメージ
- 4 見込まれる作物生産の効果（高収益作物を含めたものとする。）
- 5 その他必要な事項

第12 病害虫対策計画

本事業において病害虫対策型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた病害虫対策計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 基盤の整備状況
- 3 病害虫の被害状況
- 4 事業の活用イメージ
- 5 その他必要な事項

第13 水田貯留機能向上計画

本事業において水田貯留機能向上型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた水田貯留機能向上計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間

- 2 基盤の整備状況
- 3 水田貯留機能向上に向けた施設の導入イメージ
- 4 見込まれる水田貯留機能効果
- 5 その他必要な事項

第14 土地利用調整計画

本事業において土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた土地利用調整計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 事業実施期間
- 2 地域計画の策定区域名（未策定の場合、策定予定時期）
- 3 事業概要
- 4 地域の農地利用区分
- 5 事業の活用イメージ
- 6 その他必要な事項

第15 農地耕作条件改善計画

本事業により地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、病害虫対策型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型を実施しようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項を定めた農地耕作条件改善計画を地区ごとに作成するものとする。

- 1 促進計画の区分（地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画又は土地利用調整計画）
- 2 基盤整備の計画
- 3 その他必要な事項

第16 農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画

本事業の地域内農地集積型、高収益作物転換型において定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする者は、農村振興局長が別に定めるところにより、農地整備・集約推進意向届及び次に掲げる事項を定めた農地整備・集約推進実施計画をそれぞれ地区ごとに作成するものとする。

- 1 特定整備地域農用地利用集積促進土地改良整備計画
 - (1) 農地整備・集約推進交付概要
 - (2) 農地耕作条件改善事業整備概要
 - ① 概要一覧
 - ② 整備区域図
 - (3) 農地集積・集約化概要
 - ① 概要一覧
 - ② 担い手別一覧
- 3 農用地集約図
- 2 次世代農業発展計画

以下のテーマのうち、少なくとも1つを選択し、基盤整備を契機とした取組方針

を記載するものとする。

- (1) 高収益作物の導入による収益性の向上
- (2) 6次産業化など地域振興につながる生産拡大
- (3) スマート農業による生産性の向上

第17 事業の申請等

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の農地中間管理機構との連携概要（病虫害対策型を除く。）、第8から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病虫害対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできることとし、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

(2) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合

市町村長、農業者団体又は農業法人等は、農地中間管理機構又は都道府県が指定する期日までに、事業計画等を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に提出し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等に採択申請書等を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、採択申請書等を地方農政局長等に提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

2 地方農政局長等は、1により提出された採択申請書等を審査の上、適当であると認めるときは、事業の採択を決定し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に事業採択通知書を交付するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業採択通知書が交付された場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業採択通知書の写しを送付するものとする。

3 農地中間管理機構の代表者は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(3)による申請を行った市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

また、都道府県知事は、2の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(1)及び(3)による申請を行った農地中間管理機構の代表者、市町村長、農業者団体又は農業法人等にその旨を通知するものとする。

- 4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の手續に準じて、変更した事業計画等の報告を行うものとする。

第18 事業達成状況の報告

- 1 第5の事業実施主体は、事業の完了後（定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費の交付を受ける場合は、事業完了後から事業対象農用地の全てが担い手に集積されるまでの毎年度）、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。
- 2 第3の2の高収益作物転換型については、地方農政局長等は達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた事業実施主体は農村振興局長が別に定めるところにより、改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その事業達成状況をとりまとめ、翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費については、地方農政局等は、本事業の進捗及び達成状況が十分でないと認められるときは、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、指導を受けた場合には、改善措置を講じた上で、必要に応じて、農地整備・集約推進実施計画を修正し、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 1の事業達成状況の報告及び2の改善計画の提出については、以下のとおりとする。
 - (1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合
農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、当該事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
なお、農地中間管理機構の代表者は、第17の2により採択された事業について、第17の1により採択申請書等を地方農政局長等に直接提出した場合には、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出することとし、事業達成状況報告書を地方農政局長等に直接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。
 - (2) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
 - (3) 市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体となる場合
市町村長、農業者団体又は農業法人等は、第17の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたときは、事業達成状況を農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事に報告し、農地中間管理機構の代表者又は都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。農地中間管理機構の代表者は、事業達成状況報告書を地方農政局長等に提出した場合に

は、遅滞なく都道府県知事に当該事業達成状況報告書の写しを送付するものとする。

(4) 改善計画の提出については、(1) から (3) までの手続に準じるものとする。

第 19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、施工箇所、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち農村振興局長が別に定める経費の総額）に別に定める交付率を乗じた額

第 20 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき実施するものとする。

第 21 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱の第 3 の 2 に基づき農地集積推進型として採択された地区のうち、令和 3 年度以降も実施する必要がある地区については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の本要綱第4の1に規定する事業実施区域について、令和5年度においては、市町村が工程表（地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について(令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知)に基づく工程表)を作成し、協議の場（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条に規定する協議の場をいう。以下同じ。）の設置を予定している区域及び協議の場で協議を実施した区域を含み、令和6年度においては、協議の場で協議を実施した区域を含むことができる。
- 3 附則2に規定する区域で事業を実施する場合、地域計画が策定されるまでの間、毎年度末までに附則別記様式により地域計画の策定状況について報告するものとする。
- 4 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施している農地整備・集約協力金交付事業の取扱いについては、この通知の施行後は、この通知による改正後の本要綱に基づくものとする。ただし、農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき令和4年度以前に採択された事業の事業計画については、この通知による改正前の本要綱に規定する事業計画と読み替えるものとする。
- 5 この通知による改正前の本要綱に基づき、地域内農地集積型、高収益作物転換型、スマート農業導入推進型、水田貯留機能向上型及び土地利用調整型として採択された地区のうち、令和5年度以降も実施する必要がある地区については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附則別記様式

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

地域計画策定状況報告書

農地耕作条件改善事業実施要綱の一部改正について（令和5年4月1日4農振第3628号）附則第3項に基づき、（令和5年度末時点、令和6年度末時点）の下記の地区における、地域計画の策定に取り組む地区の工程表の作成について（令和4年9月22日付け4経営第1531号農林水産省経営局経営政策課長通知）に基づく工程表を添付のとおり報告する。

※（）内は、提出時点の工程表を記載する。

記

地 区 名	事 業 概 要

別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	ハード	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	ハード	水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	ハード	吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	ハード	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	ハード	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 土層改良		農用地における土層の改良
	ア 反転耕	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における50cm以上の反転耕
	イ 混層耕	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における耕起深60cm以上の混層耕
	ウ 堆肥施用	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地への堆肥散布
	エ 明渠排水	ハード	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地の周囲における排水溝の新設
	オ 客土	ハード	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	カ 除礫	ハード	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫
	(9) 更新整備		更新する必要がある用水路等の整備
	ア 用水路	ハード	土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新
	イ 排水路	ハード	土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新
	ウ 農作業道	ハード	未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新
	エ 畦畔	ハード	畦畔の更新
	オ 排水口	ハード	排水口への柵の据付
カ 特認事業	ハード	その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの	
(10) 畑作転換工			
ア 額縁排水溝	ハード	農用地の周囲における排水溝の新設	
イ 酸度矯正	ハード	酸性の強い水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整するための酸度調整	
(11) 条件改善推進費	ソフト	権利関係(水利権等)・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入、交換分合	
(12) 高収益作物転換推進費	ソフト	高収益作物転換プラン作成、営農定着推進、専門家による技術的な指導・助言	

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(13) 新植・改植支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植
	(14) 幼木管理支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植後の未収益期間の幼木管理
	(15) 経営継続発展支援	ソフト	果樹園及び茶園における新植・改植後から成園化までの経営の継続発展や早期成園化の取組推進
	ア 大苗の育成支援	ソフト	早期成園化のための大苗の育苗
	イ 代替農地での営農支援	ソフト	経営の継続のための代替農地での営農
	ウ 省力技術研修支援	ソフト	経営の発展のための技術研修
	(16) 園芸作物モデル産地形成支援	ソフト	産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適性試験、GAP・トレーサビリティシステムの導入、販路拡大の取組
2. 定率助成	(1) 農業用排水施設	ハード	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	ハード	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	ハード	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良 排水改良、石礫除去・破碎、均平の用に供する共同利用機器の導入
	(4) 区画整理	ハード	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	ハード	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農地造成	ハード	農用地の造成
	(7) 農用地の保全	ハード	(1)～(6)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(8) 営農環境整備支援	ハード	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備
	(9) スマート農業導入支援		先進的営農技術の実装
	ア G N S S 基地局整備	ハード	G N S S 基地局の新設・更新
	イ 先進的省力化技術導入支援	ソフト	アと一体的に実施する自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入
	ウ 調査・調整、実施計画策定支援	ソフト	アを実施するための権利調整、調査設計、事務手続等の支援
	(10) 小規模園地整備		果樹園及び茶園への転換や改良のための小規模な園地整備
	ア 盛土	ハード	水田から果樹園及び茶園への転換等のための盛土
イ 園内道	ハード	園内道の整備	
ウ その他	ハード	排水対策（明渠・暗渠）や傾斜の緩和等	

区分	事業種類	種別	事業内容
2. 定率助成	(11) 粗放的農地利用整備	ハード	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等
	(12) 管理省力化支援	ハード	水管理労力省力化、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入
	(13) 品質向上支援	ソフト	導入作物に応じた支援、情報化施工の活用
	(14) 条件改善促進支援	ソフト	土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修
	(15) 高収益作物導入支援	ソフト	実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備
	(16) 高付加価値農業施設支援	ソフト	高付加価値農業施設の設置及び関連設備の導入に関する支援
	(17) 機械作業体系導入支援	ソフト	果樹園及び茶園における機械作業体系の導入(機械・施設のリース導入等)
	(18) 労働生産性向上技術導入支援	ソフト	園芸作物における労働生産性向上のための機械・施設のリース導入
	(19) 指導	ソフト	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
	(20) 農地整備・集約推進費	ソフト	要件を満たした未整備農地の整備に対し、推進費を交付
	(21) 高収益作物導入促進費	ソフト	ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、促進費を交付
	(22) 高収益作物導入推進費	ソフト	事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、推進費を交付

※2の定率助成の事業種類の欄の(13)に掲げるメニューのうち果樹棚の支援及び同欄の(16)に掲げるメニューについては、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

※2の定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げるメニューの助成は、総事業費の1/2以内とする。